

## 令和7年第5回神栖市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和7年4月25日（金）午後3時35分

○開催場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

○出席委員 12名

1番	長谷川雅一	3番	松沢 吉通	5番	溝口 竜生
6番	立花 紀貴	7番	宮本 清美	9番	安藤 和利
10番	大塚 徹	11番	鈴木 茂	12番	坂本 正行
13番	境 政一	14番	長谷川一夫	15番	原 範子

○欠席委員 2名

2番 飯田 等 8番 田内 一郎

○産業経済部農林課職員 2名

課長 関 和哉 課長補佐 中村 里佳

○農業委員会事務局職員 4名

事務局長	岡野 康宏	局長補佐	菅野 裕之
係長	堀越 桃花	主幹	山本 宗宏

○議事日程

第1 議事録署名委員の選任について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可について

議案第3号 現況確認証明願について

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

議案第6号 神栖市農業委員会会議規則の改正について

議案第7号 「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について

第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

第4 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○議事内容

議長	<p>(開会：午後3時35分)</p> <p>大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の出席委員は12名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。</p> <p>ただいまより、令和7年第5回神栖市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員でございますが、2番飯田等委員、8番田内一郎委員より欠席する旨の届出がありました。</p> <p>本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。</p>
議長	<p>(議事録署名委員の選任)</p> <p>最初に、日程第1「議事録署名委員の選任について」は、私から指名させていただきます。議事録署名委員に、1番長谷川雅一委員、3番松沢吉通委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>(議案第1号)</p> <p>次に、日程第2、議案第1号ないし議案第7号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願ひいたします。また発言する際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を付議いたします。(1)所有権の移転、番号1について事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1)所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人は現在、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を所有し、家族3人で米の作付けをしています。また、農作業に従事する日数は年間300日で、申請地においても米を作付けする計画です。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の説明でございますが、私の担当地区でございますので、隣接である坂本委員に説明をお願いします。</p>
12番	<p>はい、12番坂本です。会長の案件でございますので、会長に代わり説明します。4月14日に会長が申請地の現地確認を行いました。申請内容については事務局の説明のとおりです。申請地の利用状況等は、耕作ができる状態であり、経営拡張するものであります。担当委員としては、問題ないと判断いたしました。</p>

	委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	事務局及び隣接委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。  (「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」を付議いたします。はじめに番号1について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
局長補佐	はい、局長補佐の菅野です。申請地は、市街化調整区域内にある農用地区域外の農地です。農地区分は、市街化区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人である太陽光発電業者が、申請地の畠及び隣接する非農地である土地に、太陽光パネル及びパワーコンディショナーを設置する計画であり、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。12番坂本正行委員。
12番	はい、12番坂本です。議案第2号、番号1の現地調査結果についてご報告いたします。調査日は、4月18日(金)、現地調査は、境会長、長谷川雅一委員、事務局3名と私の計6名で行いました。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願ひします。
11番	はい、11番鈴木です。この土地は十数年も前から耕作放棄地の状態であり、事務局の説明のとおり太陽光発電事業ということで、担当委員としては問題ないと思います。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。  (「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号2について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
局長補佐	はい、局長補佐の菅野です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがいため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。12番坂本正行委員。
12番	はい、12番坂本です。議案第2号、番号2の現地調査結果についてご報告い

	たします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
7番	はい、7番宮本です。4月23日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり許可相当と思います。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたら、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号3について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当から説明いたします。
局長補佐	はい、局長補佐の菅野です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されています。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがいため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。12番坂本正行委員。
12番	はい、12番坂本です。議案第2号、番号3の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。  (「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	(議案第3号) 次に、議案第3号「現況確認証明願について」を付議いたします。 事務局に説明を求めます。事務局。
局長補佐	はい、局長補佐の菅野です。議案第3号について事務局よりご説明いたします。はじめに、非農地証明願、番号1でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化区域内の農地で30年程前から雑種地又は原野の状況であり、登記上の地目が畠であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成元年8月28日撮影、空中写真が添付されております。次に、番号2でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、番号1の隣接地にあたる市街化区域内の農地で、30年程前から原野の状況であり、登記上の地目が畠であることから、土地地目変更登記のため、今回願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成元年8月28日撮影、空中写真が添付されております。次に、番号3でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で、約30年以前から未耕作の状況であり、登記上の地目が畠であることから、土地地目変更登記のため、今回願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成9年10月27日撮影、空中写真が添付されております。次に、番号4でございますが、願出人、願い出に係

	<p>る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で、約20年前から未耕作の状況であるため、今回、農地台帳地目変更のため、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成14年10月28日撮影、空中写真が添付されております。次に、番号5でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で、約20年前から未耕作の状況であり、登記上の地目が田であることから、今回、土地地目変更登記のため、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成14年10月28日撮影、空中写真が添付されております。事務局からは以上でございます。</p>
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。12番坂本正行委員。
12番	はい、12番坂本です。議案第3号の現地調査結果をご報告いたします。調査日及び調査委員につきましては、議案第2号の説明と同様でございます。願出人、願い出に係る土地の所在、非農地となった時期及び証明を必要とする理由は、事務局説明のとおりでございます。事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、いずれも願い出のとおり、番号1ないし番号5は、非農地に認められると判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は、願い出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、願い出のとおり証明することと決定いたします。
議長	(議案第4号) 次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第4号について事務局よりご説明いたします。令和7年3月31日付けで、神栖市長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び同条第2項の規定に基づき、意見を求められております。農用地利用計画の変更内容につきましては、令和6年度第3回農業振興地域整備促進協議会で審議された協議案件1件です。以上でございます。

議長	続いて、市農林課に説明を求めます。課長補佐。
農林課 課長補佐	はい、農林課課長補佐の中村です。案件1の申請事業者の氏名、住所及び土地所有者の氏名、住所につきましては議案書記載のとおりです。申請地は、矢田部地内の登記地目が原野で、令和6年9月19日に法務局照会により田から地目変更され非農地となっているものです。申請理由は、太陽光発電施設の設置です。地権者は農業を行っておらず、今後も担い手がいないため、周辺環境の影響や景観などの懸念から太陽光発電施設として活用する計画です。以上でございます。
議長	ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。
議長	(議案第5号) 次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第5号について事務局よりご説明いたします。令和7年4月10日付けで、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている6筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。
議長	続いて、市農林課に説明を求めます。課長補佐。
農林課 課長補佐	はい、農林課課長補佐の中村です。今回提出している農用地利用集積等促進計画（案）は貸借期間が10年間の農地です。田の新規集積は1筆で1,487m <sup>2</sup> 、畑の新規集積は5筆で13,434m <sup>2</sup> 、合計6筆で14,921m <sup>2</sup> の集積予定です。以上でございます。
議長	ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。
議長	(議案第6号) 次に、議案第6号「神栖市農業委員会会議規則の改正について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第6号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、関係法令の事項及び他自治体農業委員会会議規則の事例を基に、内容を精査し、条文を加除訂正とともに、整理したものでございます。その他、当該会議規則の内容等につきましては、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。
議長	参考資料として新旧対照表を配布いたしますので、お目通しください。 ここで、暫時休憩いたします。
	(休憩：午後4時02分～午後4時20分)
議長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。
議長	(議案第7号) 次に、議案第7号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第7号について事務局よりご説明いたします。「最適化活動の目標の設定等」につきましては、農林水産省より、毎年3月中に翌年度の目標を設定し、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、4月末までに、その結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するよう通知があつたところでございます。つきましては、この度、令和7年度の目標を設定いたしましたので、議案書のとおり報告するものであります。なお、詳細につきましては、議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。
議長	ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。
議長	(報告案件) 次に、日程第3、報告案件に入ります。報告第1号ないし報告第5号について、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。報告第1号から第5号までを一括して、事務局よりご報告させていただきます。はじめに、報告第1号「農地の転用事実等に関する照会の実施結果について」でございますが、水戸地方法務局鹿島支局からの照会が5件、非農地通知申出書が1件、合計6件ございました。対象地の現況について、農地であるか非農地であるかを法務局及び所有者から照会があつたもので、農業委員による現地調査を議案書記載にある日程で行いました結果、いずれも内容につきましては、議案書記載のとおりであり、法務局及び所有者へ回答済でございます。次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は1件で、権利取得理由は相続ということで届出を受理し、専決処理を行つたものでございます。次に、報告第3号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は3件で、届出を受理し専決処理を行つたものでございます。次に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございますが、通知人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりで、受理件数は3件でございます。次に、報告第5号「茨城県農業会議諮詢に関する答申について」でございますが、こちらにつきましては、令和7年3月

	<p>24日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当の決定を受けた案件でございます。また、対象地の面積が3千m<sup>2</sup>以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和7年4月16日に開催されました茨城県農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので、ご報告いたします。当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。</p> <p>議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p>
<p>議長</p> <p>事務局長</p>	<p>(決議案第1号)</p> <p>ご意見等が無いようですので、次に、日程第4、決議案第1号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>はい、事務局長の岡野です。決議案第1号について事務局よりご説明いたします。こちらにつきましては、令和元年12月16日付けで、茨城県農業会議会長から農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の対応について、県内全市町村に文書が送付されているところでございます。この内容といたしましては、県内各市町村農業委員会総会において、各委員が法令を遵守し公正・公平な職務遂行による農地制度の適正執行に努められるとともに、毎年1回以上、同様の取り組みを実施し、総会議事録に残すようお願いしたいとのことでございました。また皆様ご承知のとおり、農業委員会等に関する法律において秘密保持義務についての規定があり、任期中及び任期満了後におきましても、「個人情報を含む職務上知り得た秘密については漏らしてはならない」とされておりますので、特にご留意をお願いいたします。事務局からは以上でございます。</p>
<p>議長</p> <p>農政部会長</p>	<p>続いて、原農政部会長より決議文を読み上げていただきます。原農政部会長。</p> <p>はい、農政部会長の原です。決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」朗読させていただきます。</p>
	<p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p>

	<p>1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和7年4月25日、神栖市農業委員会、以上です。</p>
議長	<p>ただいま農政部会長が読み上げたとおり、決議することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	ご異議なしと認め、決議することと決定いたします。
議長	<p>以上で、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>そのほか、総会で審議したほうが良い案件等がございましたら発言をお願いします。</p>
12番	はい、議長。
議長	12番、坂本正行委員。
12番	12番坂本です。3月の総会において、農地利用最適化推進委員の候補者選任について審議した件ですが、結局、保留という形で終わってしまい、4月1日の総会で委嘱するという形になりました。この件については、今後もありますので、募集及び選任についてしっかりと審議したほうが良いのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
議長	坂本委員からご意見がございましたが、この件について事務局から何かござりますか。事務局。
局長補佐	はい、局長補佐の菅野です。坂本委員からのご意見についてお答えいたします。農地利用最適化推進委員の募集及び選任につきましては、「神栖市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則」の規定に基づき、適正な手続きを行ってまいりました。経過を申し上げますと、募集につきましては、昨年10月から11月にかけて募集を行いましたが、6区域で欠員が生じたため、本年1月から2月にかけて再募集を行いました。推薦及び募集に応じた推進委員候補者については、「神栖市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置及び運営要項」に基づく「神栖市農業委員会

	<p>の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」にその候補者について、農業委員会会長は評価の意見を求める定めており、推進委員候補者評価委員会の合議によって候補者を評価したうえで、農業委員会会長に意見を報告し、先月開催された農業委員会総会にて審議していただいたところでございます。改選前の農業委員会が行い得るのは、推選・応募のあった者の中から、推進委員候補者を決定することまでではあります、結局、審議不十分として保留ということになり、最終的には推進委員を委嘱できる改選後の農業委員会にて4月1日に議決されたところでございます。また、「推進委員候補者評価委員会設置及び運営要項」で定める評価委員は、副市長を会長として市の関係部課長の計5名で構成されております。事務局といたしましては、「推進委員選任に関する規則」及び「推進委員候補者評価委員会設置及び運営要項」について、平成28年の法改正後、見直し等が行われてなかつたことや、様々なご意見等を踏まえ、関係法令及び他自治体農業委員会の例規等を参考にしながら見直しを検討しているところでございます。以上でございます。</p>
議長	ただいま説明がありましたが、その他ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	この件に関しましては、来月の総会で審議することでいかがでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしということで、この件に関しては来月の総会で審議することに決定いたします。
議長	そのほか、ございませんか。 無いようですので、以上をもちまして、令和7年第5回神栖市農業委員会総会を閉会いたします。
	(閉会:午後4時34分)

神栖市農業委員会会議規則第10条第3項の規定により署名する。

議事録署名人

議事録署名人